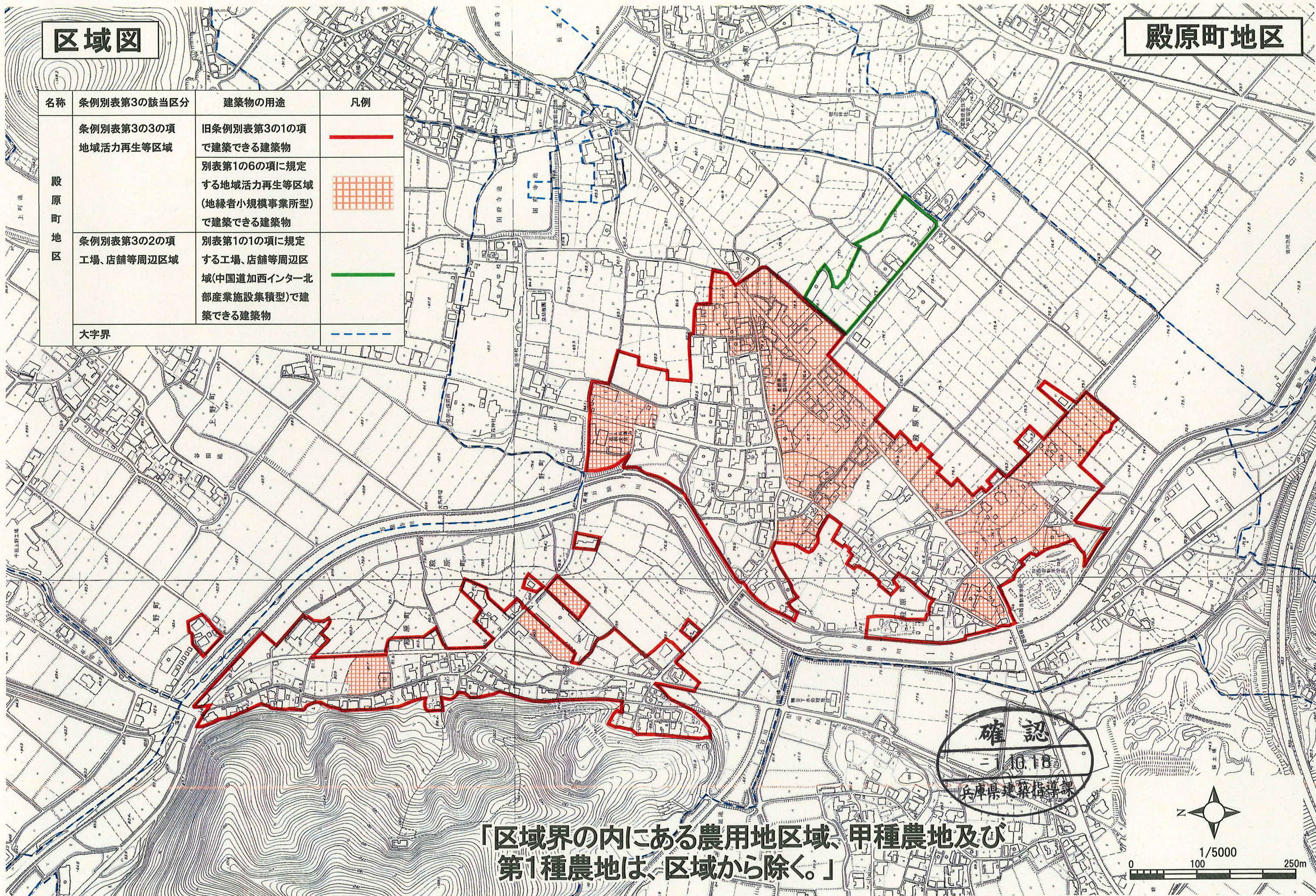


区域図

殿原町地区

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
殿原町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	旧条例別表第3の1の項 で建築できる建築物 別表第1の6の項に規定 する地域活力再生等区域 (地縁者小規模事業所型) で建築できる建築物	— (Red line) ■ (Orange grid)
	条例別表第3の2の項 工場、店舗等周辺区域	別表第1の1の項に規定 する工場、店舗等周辺区 域(中国道加西インター北 部産業施設集積型)で建 築できる建築物	— (Green line)
大字界			--- (Blue dashed line)



確認
= 10.18
兵庫県建築指導課

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び
第1種農地は、区域から除く。」

